

県老人・ひとり親家庭等・心身障害者の 医療費受給資格申請と更新手続きは6月中に

備考	手続きに必要な物	対象者	制度
これらの制度を利用するには、あらかじめ受給資格者としての認定が必要ですので申請の手続きをしてください。申請は随時受け付けています。 なお、現在受給資格証をお持ちの人には、6月中旬頃に更新申請書を送付しますので、6月30日(月)までに更新の手続きをしてください。 郵送による更新申請も受け付けています。	<ul style="list-style-type: none"> ▽健康保険証 ▽印鑑(認印) ▽ひとり暮らしであることとの民生委員の証明 (70歳未満で昭和16年9月30日以前生まれのひとり暮らしの人のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ▽70歳未満の人のうち、市民税均等割以下の世帯に属する昭和13年9月30日以前生まれの人 ▽昭和16年9月30日以前生まれのひとり暮らしの人(ただし、同一敷地内で家族と別居している場合や、近隣に扶養義務者が居住し、本人との接触が保たれている場合を除く) 	岡山県老人医療費 公費負担制度 低所得の高齢者・ひとり暮らしの高齢者が安心して治療が受けられるよう保険診療にかかる自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で負担します。
	<ul style="list-style-type: none"> ▽健康保険証(本人や本人と同じ健康保険に加入している人全員) ▽印鑑(認印) ▽平成19年分の収入状況の分かるもの(源泉徴収票や確定申告の写しなど) ▽在学証明書か学生証(高校3年生のお子さんがいる場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ▽18歳未満の児童を養育している配偶者のない人 ▽その児童 ▽父母のいない児童 ▽父母のいない児童を養育している配偶者のない人 (いずれも所得税非課税の人が対象) 	ひとり親家庭等医療費 公費負担制度 低所得のひとり親家庭の人が安心して治療が受けられるよう、保険診療にかかる自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で負担します。
	<ul style="list-style-type: none"> ▽健康保険証(本人や本人と同じ健康保険に加入している人全員) ▽印鑑(認印) ▽身体障害者手帳か療育手帳(知的障害であることを示す書類) 	<ul style="list-style-type: none"> ▽身体障害者手帳1・2・3級 ▽療育手帳A・Bを持っている人 ただし、平成18年10月以降に手帳を新規取得した人は、手帳交付時年齢が65歳未満であることが条件となります。 (平成19年分の所得額で制限があります。以前に所得制限で受給資格証の交付を受けられなかった人も、所得額の見直しで交付を受けられる場合がありますので、再度申請してください) 	心身障害者医療費 公費負担制度 心身障害者が安心して治療が受けられるよう、保険診療にかかる自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で負担します。

■申請窓口・問い合わせ先

- 市市民課 ☎0869-22-3958
FAX0869-22-3973
- 市牛窓支所 ☎0869-34-3431
- 市長船支所 ☎0869-26-2001
- 市裳掛出張所 ☎0869-25-0004



護などを行います。

●短期入所
短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●児童デイサービス
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

●生活介護
施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

●就労継続支援
就労や生活活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。

●5地域生活支援事業
●相談支援事業
障害者などからの相談に応じ、必要な情報を提供し、日常生活や社会生活を支援します。

【相談窓口】
市地域生活支援センタースマイル
☎0869-22-9600
身体障害者専門相談日 毎週火曜日
知的障害者専門相談日 毎週木曜日
いずれも午後1～5時

(都合により変更する場合があります)

●相談員の設置
身体障害・知的障害者の更生支援の相談に応じ必要な指導を行うため、各地域(身体障害:牛窓地域2人・邑久地域6人・長船地域2人、知的障害:各地域1人)に相談員を設置しています。詳しくは、お問い合わせください。

●コミュニケーション支援
聴覚障害者に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。事前に申請が必要です。

●移動支援
外出が困難な人に、ガイドヘルパーを派遣します。事前に申請が必要です。

●福祉タクシー助成
身体障害者手帳1・2級か、療育手帳の障害の程度がAを持っている人に、福祉タクシー利用券を発行し、タクシー基本料金の助成を行います。事前に申請が必要です。

●日中一時支援
日中見守りが必要な人の見守りや自立支援などを行います。事前に申請が必要です。

●6福祉器具の給付
●身体障害者(児)補装具
身体障害者手帳を持っている人は、義手、義足、つえ、補聴器、車いす、歩行器など、日常生活に必要な器具の交付や修理が受けられます。



つえや歩行器など福祉器具の修理や交付が受けられます

●身体障害者手帳を持つ人は、本人負担は原則1割(所得区分による負担上限額があります)。
●日常生活用具の給付
身体障害者手帳か療育手帳を持っている人などに、入浴補助用具、歩行支援用具など、日常生活に必要な用具の給付をします。所得税額に応じて、自己負担があります。事前に相談ください。

●各種助成事業
身体障害者手帳か療育手帳を持っている人が、社会参加を促進するために助成を行います。
①身体障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成
②介護用自動車購入等助成
③重度身体障害者住宅改造助成
それぞれに所得の制限や助成金の上限があります。必ず事前に相談ください。

- 相談・受付連絡先
●高齢者サービス
市いきいき長寿課
地域包括支援センター
☎0869-26-5948
- 障害者サービス
市福祉課
☎0869-26-5943
- 高齢者・障害者サービス
市保健福祉部邑久分室
☎0869-22-1810
- 市牛窓支所
☎0869-34-3431